

請負工事等契約および変更内容

課 名 土木建設課

担当業務 維持管理係

| | | | |
|---------|--|--------------------------------------|-----------------|
| 契約名 | 佐久保川護岸改修工事(その2) | | |
| 施行場所 | 安来市佐久保町 | 概要 護岸工 | L= 93m |
| 種別及び概要 | 種別 一般土木工事 | | |
| 随意契約の理由 | <p>現在、本工事場所に近接する区域において、島根県松江県土整備事業所が発注する圃場整備工事(以下「隣接工事」という。)が上記事業者と契約されている。</p> <p>このため、上記事業者は、隣接工事と護岸改修工事を一体的・連続的に施工することが可能であり、安全で円滑な施工が期待でき、工事における施工責任の所在の明確化が図れる。</p> <p>また、隣接工事の工程上に同種工事が含まれているため資材・ヤードの確保等に有利であり、必要な重機や安全施設の準備等、有利な価格で契約を締結できる見込みがある。</p> <p>さらには、施工時に生じる騒音及び通行規制などにおいても、地域住民への負担を軽減することができ、早期に交通開放(工期短縮)が行える。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付するよりも有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約により、上記事業者と随意契約するものである。</p> | | |
| 契約の相手方 | 所在地 名称 代表者 | 安来市安来町811-6 (有)松原組 代表取締役 松原 一夫 | |
| 契約金額 | 7,480,000円 | 着手 契約締結日の翌日 | 完成 令和7年1月31日 |

| | | | |
|---|------|--|------------------|
| 第 | 変更金額 | 変更前 - | 変更後 - |
| | 変更理由 | 完成に向けて施工を進めていたところ、隣接工事の水路整備の際に、施工機械の配置上、本工事の施工範囲を使用したいとの協議があった。周辺住民への影響を考慮し、隣接工事の施工時期に合わせ、工程を調整することとなったため工期を延期するもの | |
| 回 | 工期 | 変更前 令和7年1月31日 | 変更後 令和7年3月28日 |

| | | | |
|---|------|----------|----------|
| 第 | 変更金額 | 変更前 | 変更後 |
| | 変更理由 | | |
| 回 | 工期 | 変更前 - | 変更後 - |